

## 「災害対策等緊急体制及び連絡網」制定の趣旨

兵庫県内での地震、風水害、大火災等大規模災害に緊急対応するための体制を整備した。

要点は、緊急事態発生時に会員各社への「一斉緊急連絡」と災害発生地区での「地区対策活動」の組織を確立することにある。

県内を10地区（県民局単位）に分割し、さらに各地区では概ね10社を1単位とするグループを編成し、リーダーとして「地区長」を置くこととした。なお、複数グループの地区には「代表地区長」を置く。

運用要領及び組織体制は別紙のとおりである

